

全組合員のみなさんへ

本部と12地本は、36協定の違反があった場合、破棄条項を追加し、締結期間を1年とすることで、36協定を締結することを再三再四会社側に求めています！

直ちに締結すれば、△勤務（留保）の勤務指定をすることなく、通常の勤務指定ができたことを意味します。

締結を拒否しているのは本社と各支社です。

すでに報告をしている通り、多くの支社で労働基準法違反が発覚しています。東京支社では、休憩時間を付与しない労働基準法違反等が多発していることや長野支社では、サービス労働が常態化しているのにもかかわらず、会社は認めていません。また、八王子支社では、公休日に3日出勤をさせる「36協定違反」が発覚しました。あろうことか、そのうち2回はマイプロジェクトのための出勤と言われています。この事態は、本部が宣言している通り緊急事態です。

この事態を発生させている根幹の問題は、業務量に対して配置されている要員が不足していることです。経営施策の劣化と人事要員施策の失敗であることは明白です。それは一向に超過勤務が縮減しないからです。

度重なる労働基準法違反を根絶するには、現場における安全衛生委員会において労働時間管理を具体的に議論することです。危機感と緊張感を持たなければ、労働基準法違反は撲滅できません。

よって、支社に対して、36協定に破棄条項を追加し、締結期間を1年とし、労使で時間外労働の縮減等に向けて議論していくことを再度求めています。

組合員のみなさん！会社に騙されてはいけません。締結を拒否しているのは会社です！

東京地本は、本部と全12地本と共に全職場から労働基準法違反の根絶と組合員の「命と健康」を守るため地本・支部・分会の連携を深め、全組合員で「労働者の権利」を学び、第三者機関を活用し、さらにたたかいを強め、行動を通じて、組織強化を勝ち取ることを要請します！

2018年1月26日
東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部

全職場から労働基準法違反の根絶と組合員の命と健康を守るために、
36協定のたたかいは通じて団結力を高め組織強化を要請します！

東京地本は一步も引かずにたたかいます！